

香川県県民ホール規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第28号

香川県県民ホール規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県県民ホール条例(昭和63年香川県条例第1号。以下「条例」という。)第4条、第5条第6項及び第11条の規定に基づき、香川県県民ホール(以下「県民ホール」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(利用の許可を要する施設)

第4条 県民ホールのうち条例第4条(条例第5条第8項後段において読み替えて適用する場合を含む。)の許可を受けなければならない施設は、大ホール、小ホール、多目的大会議室、楽屋、リハーサル室、練習室及び会議室とする。

(利用の許可)

第5条 条例第4条前段の規定による利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、香川県県民ホール利用許可申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

2 香川県県民ホール利用許可申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間内に提出しなければならない。ただし、知事が必

要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 大ホール、小ホール並びに大ホール又は小ホールと併せて利用する多目的大会議室、楽屋、リハーサル室、練習室及び会議室 利用しようとする日（2日以上継続して利用しようとする場合は、その初日。以下同じ。）の1年前の日の属する月の初日から14日前まで
 - (2) 多目的大会議室並びに多目的大会議室と併せて利用する楽屋、リハーサル室、練習室及び会議室（大ホール又は小ホールと併せて利用する場合を除く。） 利用しようとする日の1年前の日の属する月の初日から7日前まで
 - (3) 第1楽屋から第14楽屋まで（大ホール、小ホール又は多目的大会議室と併せて利用する場合を除く。） 利用しようとする日の13日前から前日まで
 - (4) 第15楽屋及び第16楽屋（大ホール、小ホール又は多目的大会議室と併せて利用する場合を除く。） 利用しようとする日の6日前から前日まで
 - (5) リハーサル室、練習室及び会議室（大ホール、小ホール又は多目的大会議室と併せて利用する場合を除く。） 利用しようとする日の6月前の日の属する月の初日から前日まで
- 3 知事は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。
- (1) 県民ホールの秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 県民ホールの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、県民ホールの管理上支障があると認められるとき。
- 4 利用許可には、県民ホールの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の許可の変更)

第6条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例第4条後段の規定による変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとするときは、香川県県民ホール利用変更許可申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、利用する日を変更しようとするときは、前条第2項に規定する期間内に香川県県民ホール利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
- 3 前条第3項及び第4項の規定は、変更許可について準用する。

(利用の中止の届出)

第7条 利用者は、施設の利用を中止しようとするときは、香川県県民ホール利用中止届（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第8条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可若しくは変更許可を取り消し、又は県民ホールの利用の停止を命ずることができる。

- (1) この規則の規定に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用許可又は変更許可を受けたとき。
- (3) 第5条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 第5条第4項(第6条第3項において準用する場合を含む。)の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- (5) 納期日までに使用料を納付しないとき。

(使用料)

第9条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県県民ホールの項に規定する規則で定める使用料は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(使用料の納付時期)

第10条 利用者は、利用許可を受けた日(以下この条において「利用許可日」という。)から施設を利用する日(2日以上継続して利用する場合は、その初日。以下この項及び次項並びに次条第3号において同じ。)までの期間が1月を超える場合は、利用許可日から1月以内に使用料(別表第1の備考7及び別表第2に規定する使用料を除く。以下この項及び次項において同じ。)を納付しなければならない。ただし、第5条第2項第1号に掲げる施設に係る使用料については、当該利用許可の申請があった日から施設を利用する日までの期間が3月を超える場合は、利用許可日から1月以内に使用料の額の2分の1に相当する額の使用料を、施設を利用する日の1月前までにその使用料の額から既に納付した額を控除した額に相当する額の使用料を、それぞれ納付することができる。

- 2 利用者は、利用許可日から施設を利用する日までの期間が1月以内の場合は、利用許可日から施設を利用する日までの間で知事が指定する日までに使用料を納付しなければならない。
- 3 利用者は、施設を利用する日(2日以上継続して利用する場合は、その最終日)に別表第1の備考7及び別表第2に規定する使用料を納付しなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、知事は、やむを得ないと認めるときは、別に使用料の納付時期を指定することができる。

(使用料の還付)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる額の使用料を還付する。

(1) 天災地変その他利用者の責に帰することができない理由により利用できなくなった場合 全額

(2) 変更許可により過納額が生じた場合 当該過納額

(3) 第5条第2項第1号及び第2号に掲げる施設については施設を利用する日の1月前までに、同項第3号及び第5号に掲げる施設については施設を利用する日の7日前までに第7条の規定による届出があった場合（第5条第2項第1号に掲げる施設については、使用料の全額を納付している場合に限る。） 半額

(入館の制限)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、県民ホールへの入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に迷惑を及ぼした者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品を携帯する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、県民ホールの管理上支障があると認められる者

(損害賠償の責任)

第13条 利用者は、その責に帰すべき理由により利用許可若しくは変更許可を取り消され、又は利用を停止されたために損害を被る場合においても、その損害の賠償を請求することができない。

第14条 県民ホールの施設、設備又は器具を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理の基準等)

第15条 条例第5条第6項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に県民ホールの運営を行うこと。

(2) 県民ホールの維持管理を適切に行うこと。

(3) 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 条例第5条第6項の規則で定める業務は、県民ホールの維持管理及び利用の許可に関する業務、利用料金の収受に関する業務その他の運営に関する業務とする。

3 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第5条第3項、第8条及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第8条第5号中「使用料」とあるのは「使用料又は利用料金」とする。

4 県民ホールの管理を指定管理者に行わせることとした場合における第2条、第3条、第5条第1項及び第2項、第6条第1項及び第2項、第7条、第13条、前条並びに第17条に規定する事項については、これらの規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるところによることとする。

(利用料金)

第16条 条例別表に規定する規則で定める利用料金の上限額は、別表第2のとおりとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、県民ホールの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に香川県文化会館規則等の一部を改正する等の規則（平成19年香川県教育委員会規則第5号）第5条の規定による廃止前の香川県県民ホール規則（昭和63年香川県教育委員会規則第17号）第20条第5項の規定により教育委員会が行った承認は、第15条第4項の規定により知事が行った承認とみなす。

別表第1 (第9条関係)

施設の名称	区 分	金 額			
		全日	午前	午後	夜間
大ホール	平日				
	入場料を徴収する場 合				
	営利を目的とする 場合				
	入場料の最高額 が3,000円以下 の場合	316,000円	63,200円	126,400円	158,000円
	入場料の最高額 が3,000円を超 える場合	371,000円	74,400円	148,800円	185,500円
	営利を目的としな い場合				
	入場料の最高額 が1,000円以下 の場合	241,600円	47,900円	96,800円	121,300円
	入場料の最高額 が1,000円を超 え2,000円以下 の場合	278,300円	56,000円	111,100円	139,600円
	入場料の最高額 が2,000円を超 え3,000円以下 の場合	316,000円	63,200円	126,400円	158,000円
	入場料の最高額 が3,000円を超 える場合	371,000円	74,400円	148,800円	185,500円
入場料を徴収しない 場合					
営利を目的とする 場合	316,000円	63,200円	126,400円	158,000円	
営利を目的としな い場合	185,500円	36,600円	74,400円	92,700円	
休日等					
入場料を徴収する場 合					

	営利を目的とする 場合				
	入場料の最高額 が3,000円以下 の場合	380,200円	76,400円	151,800円	190,500円
	入場料の最高額 が3,000円を超 える場合	446,500円	89,700円	178,300円	223,200円
	営利を目的としな い場合				
	入場料の最高額 が1,000円以下 の場合	290,500円	58,100円	116,200円	145,700円
	入場料の最高額 が1,000円を超 え2,000円以下 の場合	335,300円	67,200円	134,500円	168,200円
	入場料の最高額 が2,000円を超 え3,000円以下 の場合	380,200円	76,400円	151,800円	190,600円
	入場料の最高額 が3,000円を超 える場合	446,500円	89,700円	178,300円	223,200円
	入場料を徴収しない 場合				
	営利を目的とする 場合	380,200円	76,400円	151,800円	190,600円
	営利を目的としな い場合	223,200円	44,800円	89,700円	112,100円
小ホール	平日				
	入場料を徴収する場 合				
	営利を目的とする 場合				
	入場料の最高額 が3,000円以下 の場合	155,900円	31,600円	62,100円	78,400円
	入場料の最高額	183,400円	36,600円	73,300円	91,700円

が3,000円を超える場合 営利を目的としない場合				
入場料の最高額が1,000円以下の場合	119,200円	23,400円	47,900円	60,100円
入場料の最高額が1,000円を超え2,000円以下の場合	137,600円	27,500円	55,000円	69,300円
入場料の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合	155,900円	31,600円	62,100円	78,400円
入場料の最高額が3,000円を超える場合	183,400円	36,600円	73,300円	91,700円
入場料を徴収しない場合				
営利を目的とする場合	155,900円	31,600円	62,100円	78,400円
営利を目的としない場合	91,700円	18,300円	36,600円	45,800円
休日等				
入場料を徴収する場合				
営利を目的とする場合				
入場料の最高額が3,000円以下の場合	187,500円	37,700円	75,400円	93,700円
入場料の最高額が3,000円を超える場合	220,100円	43,800円	87,600円	11万円
営利を目的としない場合				
入場料の最高額が1,000円以下	143,700円	28,500円	57,000円	72,300円

	の場合 入場料の最高額 が1,000円を超 え2,000円以下 の場合	165,100円	32,600円	66,200円	82,500円
	の場合 入場料の最高額 が2,000円を超 え3,000円以下 の場合	187,500円	37,700円	75,400円	93,700円
	の場合 入場料の最高額 が3,000円を超 える場合	220,100円	43,800円	87,600円	11万円
	入場料を徴収しない 場合				
	営利を目的とする 場合	187,500円	37,700円	75,400円	93,700円
	営利を目的としな い場合	11万円	22,400円	43,800円	55,000円
多目的大会 議室	平日 営利を目的とする場 合	115,100円	34,600円	51,900円	51,900円
	営利を目的としない 場合	76,400円	23,400円	34,600円	34,600円
	休日等 営利を目的とする場 合	137,600円	41,700円	62,100円	62,100円
	営利を目的としない 場合	91,700円	27,500円	41,700円	41,700円
楽屋	第1楽屋 第2楽屋 第7楽屋 第15楽屋 第16楽屋 第3楽屋 第8楽屋 第4楽屋 第10楽屋 第11楽屋 第12楽屋 第5楽屋 第6楽屋 第9楽屋 第13楽屋 第14楽屋	2,800円	750円	1,070円	1,260円
		1,560円	420円	600円	700円
		4,140円	1,120円	1,580円	1,860円
		6,390円	1,720円	2,420円	2,870円
リハーサル	第1リハーサル室	16,140円	4,030円	5,970円	6,940円

室	第2リハーサル室	9,500円	2,370円	3,510円	4,080円
練習室	第1練習室	4,930円	1,230円	1,820円	2,120円
	第2練習室	2,570円	640円	950円	1,110円
	第3練習室	5,630円	1,400円	2,080円	2,420円
会議室	第1会議室	9,410円	2,820円	4,240円	4,240円
	第2会議室	13,450円	4,030円	6,050円	6,050円
	大会議室	33,600円	1万円	15,100円	15,100円
	特別会議室	50,900円	17,300円	23,400円	23,400円

備考

- 1 「全日」とは午前9時から午後10時までをいい、「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後10時までをいう。
- 2 「平日」とは休日等以外の日をいい、「休日等」とは休日、日曜日及び土曜日をいう。
- 3 「入場料」とは、入場料金、会費、会場整理費その他名目のいかなを問わず入場者から徴収する入場の対価をいう。
- 4 大ホール又は小ホールを全日、午前、午後又は夜間において、準備又は練習のために専ら舞台面に限り利用する場合の使用料は、入場料を徴収しない場合であって営利を目的としない場合の使用料の100分の50とする。
- 5 多目的大会議室を全日、午前、午後又は夜間において、施設を分割して利用する場合の使用料は、表に規定する使用料の100分の50とする。
- 6 大ホール又は小ホールと併せて利用する多目的大会議室を、午前9時から午後5時の間において昼食会場として利用する場合は、この表の規定にかかわらず、時間を単位として利用することができることとし、この場合の使用料は、1時間につき、表に規定する午前の使用料の100分の40（施設を分割して利用する場合にあっては、100分の20）とする。
- 7 午前8時前、午前8時から午前9時まで、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後において施設を利用する場合の使用料は、次のとおりとする。
 - (1) 午前8時前 1時間につき、表に規定する夜間の使用料の100分の30。ただし、前日から引き続いて利用する場合にあっては、1時間につき、表に規定する前日の夜間の使用料の100分の30とする。
 - (2) 午前8時から午前9時まで又は正午から午後1時まで 1時間につき、表に規定する午前の使用料の100分の40
 - (3) 午後5時から午後6時まで 表に規定する午後の使用料の100分の30
 - (4) 午後10時後 1時間につき、表に規定する夜間の使用料の100分の30
- 8 施設を午前から引き続き午後において利用する場合又は午後から引き続き夜間において利用する場合には、7の(2)又は(3)に規定する使用料は徴収しない。

別表第2 (第9条、第16条関係)

種別	名 称		単位	使用料	利用料金の上限額
舞 台 設 備 及 び 器 具	オーケストラピ ット	大ホール	1式	5,830円	1,950円
		小ホール	1式	4,030円	1,350円
	大せり		1基	2,460円	820円
	小せり		1基	1,230円	410円
	すっぽんせり		1基	670円	230円
	音響反射板	大ホール	1式	5,940円	1,980円
		小ホール	1式	3,920円	1,310円
	所作台	大ホール	1式	6,160円	2,060円
		小ホール	1式	4,100円	1,370円
	所作台(花道用)		1式	1,790円	600円
	松羽目、竹羽目		1式	2,610円	870円
	金びょうぶ		1双	1,680円	560円
	銀びょうぶ		1双	1,680円	560円
	鳥の子びょうぶ		1双	1,680円	560円
	雪かご		1個	440円	150円
	仮設能舞台		1式	16,930円	5,650円
	平台		1台	220円	80円
	地がすり	大ホール	1枚	1,790円	600円
		小ホール	1枚	1,250円	420円
	紗幕 ^レ	大ホール	1枚	1,230円	410円
		小ホール	1枚	1,120円	380円
	ジョーゼット幕	大ホール	1式	2,460円	820円
		小ホール	1式	1,720円	580円
	紅白幕		1対	1,050円	350円
	浅黄幕	大ホール	1対	1,050円	390円
		小ホール	1対	800円	270円
	仮設鳥屋囀		1式	1,120円	380円
	大太鼓		1式	890円	300円
	めくり台		1台	110円	40円
	上敷ござ		1枚	300円	100円
バレエ用シート		1枚	1,050円	350円	
緋毛せん ^ひ		1枚	330円	110円	
高座用座布団		1枚	410円	140円	
長座布団		1枚	200円	70円	
演台	大ホール	1式	670円	230円	

	小ホール	1 式	440円	150円	
舞台用机		1 脚	110円	40円	
司会者台		1 台	220円	80円	
指揮者台		1 台	330円	110円	
譜面台		1 台	110円	40円	
いす		1 脚	60円	20円	
ドライアイスマシン		1 台	1,000円	340円	
舞 台 照 明 設 備 及 び 器 具	フットライト	大ホール	1 列	780円	260円
		小ホール	1 列	670円	230円
	花道フットライト		1 列	440円	150円
	ローアーク トライト	大ホール	1 列	1,230円	410円
		小ホール	1 列	1,000円	340円
	ボーダーライト	大ホール	1 列	1,120円	380円
		小ホール	1 列	890円	300円
	サスペンション スポットライト	大ホール	1 列	890円	300円
		小ホール	1 列	440円	150円
	中アッパー ホリゾン トライト		1 列	1,790円	600円
	アッパー ホリゾ ントライト	大ホール	1 列	2,910円	970円
		小ホール	1 列	1,790円	600円
	天井反射板 ライト	大ホール	1 式	2,800円	940円
		小ホール	1 式	1,680円	560円
	プロセニウム スポット ライト		1 列	1,120円	380円
	フロント サイド スポット ライト		1 列	890円	300円
	フロント サイド ピン スポット ライト		1 台	1,230円	410円
	シーリング スポット ライト	大ホール	1 列	1,450円	490円
		小ホール	1 列	1,000円	340円
	コンダクター スポット ライト		1 台	330円	110円
	センター ピン スポット ライト	大ホール	1 台	2,350円	790円
		小ホール	1 台	1,900円	640円
	ベリー ナロー レンズ スポット ライト		1 組	330円	110円
エアー クラフト ラン ディング ライト		1 組	560円	190円	
スポット ライト (500ワット)		1 台	220円	80円	
スポット ライト (1キロワッ		1 台	330円	110円	

	ト)					
	スポットライト(1.5キロワット)	1台	330円	110円		
	スポットライト(3キロワット)	1台	1,000円	340円		
	効果マシン	1台	1,000円	340円		
	ミラーボール	1台	890円	300円		
	ストリップライト(6灯用)	1台	220円	80円		
	ストリップライト(12灯用)	1台	330円	110円		
	ベビースポットライト	1台	220円	80円		
	スピナー	1組	330円	110円		
	調光装置	大ホール	1式	3,920円	1,310円	
		小ホール	1式	1,900円	640円	
	カラーチェンジャー	1台	500円	170円		
	カラーチェンジャー(操作卓)	1式	940円	320円		
	リモートコントロールライト	1台	1,560円	520円		
舞 台 音 響 設 備 及 び 器 具	拡声装置	大ホール	1式	3,700円	1,240円	
		小ホール	1式	2,570円	860円	
		ポータブルミキサー(大)	1台	2,730円	910円	
		ポータブルミキサー(小)	1台	1,120円	380円	
		レコードプレーヤー	1台	1,230円	410円	
		コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,230円	410円	
		テープレコーダー	1台	2,130円	710円	
		ステージスピーカー	1台	1,120円	380円	
		はね返りスピーカー	1台	1,450円	490円	
		移動式スピーカー	1台	500円	170円	
		三点吊りマイクロホン装置	1式	1,120円	380円	
		コンデンサマイクロホン	1本	890円	300円	
		ダイナミックマイクロホン	1本	780円	260円	
		ワイヤレスマイクロホン(ハンド型)	1本	1,560円	520円	
		ワイヤレスマイクロホン(ダイピン型)	1本	1,680円	560円	
		イコライザー	1台	1,000円	340円	
		エフェクター	1台	1,000円	340円	
会	サスペンションスポットライ	1列	440円	150円		

議 用 附 属 設 備 及 び 器 具	ト				
	センターピンスポットライト		1台	560円	190円
	拡声装置		1式	1,120円	380円
	ワイヤレスマイクロホン		1本	500円	170円
	ポータブルミキサー		1台	890円	300円
	スクリーン		1式	300円	100円
	スライドプロジェクター		1台	1,230円	410円
	ビデオプロジェクター		1台	2,030円	680円
	オーバーヘッドマシン		1台	1,230円	410円
	組立式舞台		1台	300円	100円
	金びょうぶ		1双	1,010円	340円
	ホワイトボード(複写機付)		1台	1,010円	340円
	パントリー設備		1式	2,030円	2,030円
そ の 他 の 附 属 設 備 及 び 器 具	映写機		1台	8,180円	2,730円
	スクリーン	大ホール	1式	1,680円	560円
		小ホール	1式	1,000円	340円
	スライドプロジェクター		1台	1,230円	410円
	ビデオプロジェクター		1台	6,000円	2,000円
	オーバーヘッドマシン		1台	1,230円	410円
	フルコンサートグランドピアノ (外国製)		1台	10,760円	3,590円
	フルコンサートグランドピアノ (日本製)		1台	5,600円	1,870円
	セミコンサートグランドピアノ		1台	3,360円	1,120円
	アップライトピアノ		1台	2,130円	710円
	ポジティブオルガン		1台	5,090円	1,700円
	電子オルガン		1台	2,030円	680円
	チェレスタ		1台	5,070円	1,690円
	コントラバス		1台	1,030円	350円
	ティンパニ		1式	4,460円	1,490円
コンサートバスドラム		1台	590円	200円	
電気特別使用料		1キロ ワット	230円	80円	

備考 使用料の欄の額は別表第1の備考1に規定する午前、午後又は夜間当たりの額(パントリー設備にあっては、1時間当たりの額)とし、利用料金の上限額の欄の額は1時間当たりの額とする。

第1号様式(その2)(第5条関係)

行事等の名称 ()

区 分	月 日 ()			月 日 ()			月 日 ()		
	午前 9時 ～ 正午	午後 1時 ～ 午後 5時	午後 6時 ～ 午後 10時	午前 9時 ～ 正午	午後 1時 ～ 午後 5時	午後 6時 ～ 午後 10時	午前 9時 ～ 正午	午後 1時 ～ 午後 5時	午後 6時 ～ 午後 10時
大 ホ ー ル 関 係	大 ホ ー ル								
	第 1 楽 屋								
	第 2 楽 屋								
	第 3 楽 屋								
	第 4 楽 屋								
	第 5 楽 屋								
	第 6 楽 屋								
	第 1 リハーサル室								
	第 1 練 習 室								
	第 2 練 習 室								
小 ホ ー ル 関 係	小 ホ ー ル								
	第 7 楽 屋								
	第 8 楽 屋								
	第 9 楽 屋								
	第 10 楽 屋								
	第 11 楽 屋								
	第 12 楽 屋								
	第 13 楽 屋								
	第 14 楽 屋								
	第 2 リハーサル室								
第 3 練 習 室									
多 目 的 大 会 議 室 関 係	多目的大会議室	全 面							
		分 割							
	第 15 楽 屋								
	第 16 楽 屋								
会 議 室 関 係	第 1 会 議 室								
	第 2 会 議 室								
	大 会 議 室								
	特 別 会 議 室								

注 利用する区分に○印(大ホール及び小ホールについては、準備又は練習のために利用するときは、●印)を記入してください。

第2号様式（第6条関係）

香川県県民ホール利用変更許可申請書			
			年 月 日
香川県知事		殿	
申請者 住所（団体にあつては、所在地）			
氏名（団体にあつては、団体 の名称及び代表者氏名）			
電話番号			
利 文 書	用 許 可 番 号	年 月 日	付 け 第 号
許 可 済 の 内 容	行事等の名称		
	利用日時		
	利用する施設		
変 更 の 内 容	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由			
備 考			

第3号様式（第7条関係）

香川県県民ホール利用中止届		年 月 日
香川県知事 殿		
届出者 住 所（団体にあつては、所在地）		
氏 名（団体にあつては、団体 の名称及び代表者氏名）		
電話番号		
利 用 許 可 書 号	年 月 日 付 け	第 号
許 可 済 の 内 容	行 事 等 の 名 称	
	利 用 日 時	
	利 用 す る 施 設	
中 止 の 理 由		
備 考		